

介五郎

介護保険版

差分マニュアル

Ver. 10.5.0.0

第2版



株式会社インフォ・テック

目次

1. はじめに	P. 2
2. 訪問看護（医療）の変更	P. 3
2-1. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いへの対応	P. 3
2-1-1. 公費「28-宿泊自宅療養」の追加	P. 5
2-1-2. 宿泊・自宅療養における訪問看護への対応	P. 10
2-1-3. 電話等で病状などを行った場合への対応	P. 15

1.はじめに

今回リリースいたしました介五郎（介護保険版）「Ver10.5.0.0」では下記の変更を行いました。

[訪問看護（医療請求）]

■新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いへの対応

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬の臨時的な取扱いのうち、以下の場合の請求に対応しました。

- ①宿泊・自宅療養中の患者に訪問看護を行ったときの法別番号 28 の公費を適用する請求
- ②宿泊・自宅療養中の患者に**緊急で**訪問看護を行ったときの長時間訪問看護加算を 300/100 単位で算定する請求
- ③新型コロナウイルス感染を懸念した利用者等に対して電話等によって対応したときの管理療養費のみ算定する請求

2. 訪問看護（医療）の変更

2-1. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いへの対応

下記の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬の臨時的な取扱いに対応いたしました。これにともない、介五郎に以下の変更を行いました。

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①公費情報に「28-宿泊自宅療養」を追加
②長時間訪問看護加算を300/100単位で算定できるサービスコードを追加
③サービスコードに「電話等による対応」（管理療養費のみ算定するコード）を追加 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|

■診療報酬上の臨時的な取扱い（今回対応分）

1. 軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に医療機関等を受診した場合の自己負担額の補助
【公費の内容】 総費用額から保険者が負担すべき額を控除した受診者の自己負担額を補助。
【公費の適用要件】 ①都道府県等の実施する宿泊療養又は自宅療養の対象となった軽症者等が受けた医療であること。 ②都道府県等の実施する宿泊療養又は自宅療養を受けている期間に受けた医療であること。 ③新型コロナウイルス感染症に係る医療（往診、訪問診療、電話等情報通信機器による診療、訪問看護、調剤等によるものを含む。）であること。
【療養費明細書の記載】 ①本請求に関する法別番号は「28」とすることとし、保険医療機関の所在地に応じて該当する公費負担者番号（8桁）を記載すること。（※公費負担者番号は次ページ参照） ②公費負担医療の受給者番号は、「9999996（7桁）」を記載すること。 ③本請求に係る「療養の給付」欄について、「負担金額」又は「一部負担金額」の項には「0円」と記載すること。
2. 自宅・宿泊療養を行っている者に対して訪問看護を実施した場合の長時間訪問看護加算
（令和3年9月28日より）宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことを求められている者に 緊急に 訪問看護を実施した場合、 <u>長時間訪問看護加算の100分の300に相当する額（15,600円）を、訪問看護を行った時間を問わず1日につき1回算定できる。</u>
3. 看護職員が電話等で病状確認や療養指導等を行った場合の管理療養費の算定
新型コロナウイルスへの感染を懸念した利用者等からの要望や、新型コロナウイルス感染症であって自宅等で療養をしている利用者に対し、訪問看護の代わりに電話等による対応を行う旨について主治医に連絡し、指示を受けた上で、利用者又はその家族等に十分に説明し同意を得て、看護職員が電話等で病状確認や療養指導等を行った場合について、 <u>訪問看護管理療養費のみを算定可能とする。（ただし、当該月に訪問看護を1日以上提供していること）</u>

（参考）1. R02.04.30 保医発 0430 第4号「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供に係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載等について」

2. R03.09.28 厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その63）」

3. R02.04.24 厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その14）」

(法別番号 28 の公費負担者番号)

保険医療機関 所在地	公費負担者番号				集計コード
	法別 番号	都道府 県番号	実施機関番号	検証 番号	
北海道	2 8	0 1	0 6 0	1	28010601
青森県	2 8	0 2	0 6 0	0	28020600
岩手県	2 8	0 3	0 6 0	9	28030609
宮城県	2 8	0 4	0 6 0	8	28040608
秋田県	2 8	0 5	0 6 0	7	28050607
山形県	2 8	0 6	0 6 0	6	28060606
福島県	2 8	0 7	0 6 0	5	28070605
茨城県	2 8	0 8	0 6 0	4	28080604
栃木県	2 8	0 9	0 6 0	3	28090603
群馬県	2 8	1 0	0 6 0	0	28100600
埼玉県	2 8	1 1	0 6 0	9	28110609
千葉県	2 8	1 2	0 6 0	8	28120608
東京都	2 8	1 3	6 8 0	2	28136802
神奈川県	2 8	1 4	0 6 0	6	28140606
新潟県	2 8	1 5	0 6 0	5	28150605
富山県	2 8	1 6	0 6 0	4	28160604
石川県	2 8	1 7	0 6 0	3	28170603
福井県	2 8	1 8	0 6 0	2	28180602
山梨県	2 8	1 9	0 6 0	1	28190601
長野県	2 8	2 0	0 6 0	8	28200608
岐阜県	2 8	2 1	0 6 0	7	28210607
静岡県	2 8	2 2	0 6 0	6	28220606
愛知県	2 8	2 3	0 6 0	5	28230605
三重県	2 8	2 4	0 6 0	4	28240604
滋賀県	2 8	2 5	0 6 0	3	28250603
京都府	2 8	2 6	0 6 0	2	28260602
大阪府	2 8	2 7	0 6 0	1	28270601
兵庫県	2 8	2 8	0 6 0	0	28280600
奈良県	2 8	2 9	0 6 0	9	28290609
和歌山県	2 8	3 0	0 6 0	6	28300606
鳥取県	2 8	3 1	0 6 0	5	28310605
島根県	2 8	3 2	0 6 0	4	28320604
岡山県	2 8	3 3	0 6 0	3	28330603
広島県	2 8	3 4	0 6 0	2	28340602
山口県	2 8	3 5	0 6 0	1	28350601
徳島県	2 8	3 6	0 6 0	0	28360600
香川県	2 8	3 7	0 6 0	9	28370609
愛媛県	2 8	3 8	0 6 0	8	28380608
高知県	2 8	3 9	0 6 0	7	28390607
福岡県	2 8	4 0	0 6 0	4	28400604
佐賀県	2 8	4 1	0 6 0	3	28410603
長崎県	2 8	4 2	0 6 0	2	28420602
熊本県	2 8	4 3	0 6 0	1	28430601
大分県	2 8	4 4	0 6 0	0	28440600
宮崎県	2 8	4 5	0 6 0	9	28450609
鹿児島県	2 8	4 6	0 6 0	8	28460608
沖縄県	2 8	4 7	0 6 0	7	28470607

2-1-1. 公費「28-宿泊自宅療養」の追加

利用者の公費情報欄で「28-宿泊自宅療養」(*)を入力できるようになりました。算定要件を満たして宿泊・自宅療養中の新型コロナウイルス感染者に訪問看護を行った場合に適用できます。適用すると利用者の自己負担額が0円になり、補助金によってまかなわれます。

この公費を入力する時は、負担者番号は前ページ記載の都道府県ごとの公費負担者番号、受給者番号は「9999996 (7桁)」(利用者にかかわらず固定の番号)を入力してください。

(*) 今回の公費 28 には簡潔な名称が定められていません。そのため「宿泊自宅療養」という名称は介五郎で取り扱ううえで付けた便宜上の名称になります。

<利用者台帳一看護情報>

利用者台帳

新規 検索 複写 削除 減免 印刷 登録 終了

クラウド連携

基本情報 拡張情報1 拡張情報2 看護情報 その他 住居図 口座情報

ID 100001

保険の種類 社会保険-本人 設定 別ア

資格取得年月日 年 月 日 履歴

基本項目

保険の区分 01-全国健康保険協会

職務上の事由

保険者番号 27000000 大阪府A市 国保

被保険者証 番号: 000000

保険者手帳等の記号・番号

※国民健康保険・後期高齢者医療制度

公費情報(国公費、大阪府) 負担者番号 受給者番号 適用開始日/終了日

28-宿泊自宅療養 28270601 9999996 令和04年01月01日

生保自費 0円

指示書区分 0-訪問看護指示書

訪問看護計画書区分 1-介護保険

1 管理療養費

0 24時間連絡体制 0 特別管理 (旧重症者管理)

高額療養費現物給付化

高額療養費現物給付化対象の有無 適用区分確認

公費の有無

適用区分

特記【レセプト】

保険種別2 本人・家族

単独 本人 高齢1

2併 六歳

3併 家族 高齢7

給付率 7割 手入力

初期訪問日数

前月の最終週日数(初回週4日訪問算定用) 0日

主治医の直近報告日を末日に設定する

利用者タグ タグ入力

「28-宿泊自宅療養」を追加

都道府県ごとの番号を入力

「9999996」を入力(固定)

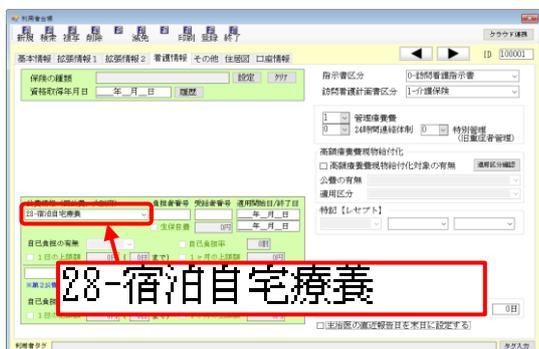
< 「28-宿泊自宅療養」の入力 >



① メインメニューの「利用者台帳」をクリックします。



② 利用者を選択し、「看護情報」をクリックします。

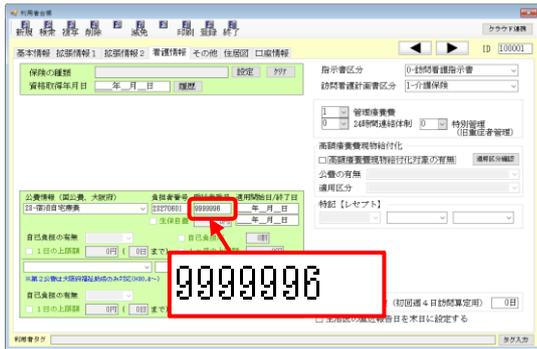


③ 公費情報欄で「28-宿泊自宅療養」を選択します。

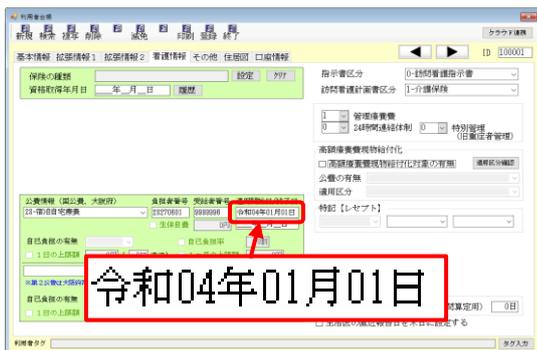


④ 負担者番号に都道府県ごとの公費負担者番号を入力します。(P.4 参照)

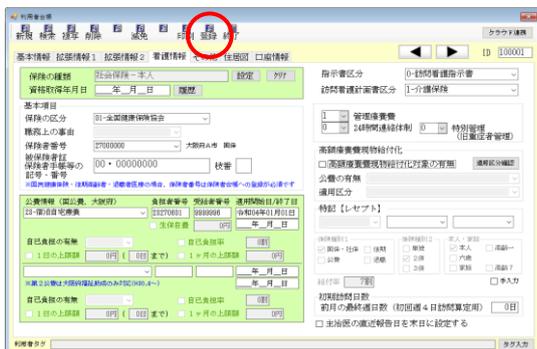
(例) 大阪府の負担者番号 28270601 を入力



- ⑤ 受給者番号に「9999996」を入力します。
この番号は利用者にかかわらず固定の番号になります。



- ⑥ 公費の適用開始日を入力します。



- ⑦ その他必要な情報を入力し、**F9 登録**をクリックして登録します。

注意！

【公費情報を入力する前に予定・実績を作成していた場合】

利用者台帳に公費情報を入力する前に医療看護予定・実績入力を作成していた場合、台帳読込を行わないと入力した公費情報が予定・実績に反映されません。

(医療看護実績入力)

提供月 令和04年01月分

利用者ID 100001 社保 一郎 履歴 ○通常 ○精神 訪問開始日 年 月 日

台帳読込 再計算 修正

医療系サービス入力 同建加算人数入力 [医療系サービス別表] 資格情報 利用者状況

1 管理療養費
2 24時間連絡体制
0 特別管理

情報提供療養費 1 (市(区)町村等)
情報提供療養費 2 (学校)

公費が反映されていない場合は「台帳読込」を実行

費用合計	保険給付額	高額療養費 現物給付額	公費1	公費2	自己負担額	公費1 自己負担額	公費2 自己負担額	利用者負担額	生保本人 負担額	レセプト記載 負担額
121,990	85,390	0	0	0	0	0	0	36,600	0	(0)

福祉助成額確認

公費情報 備考 ※資格情報タブ内の項目について利用者台帳にある項目は複写されません。
※負担限度額確認を行うには、アドビ社のアドビリーダーが必要です。お持ちでない方は、次のサイトよりダウンロードしてください。 <http://get.adobe.com/jp/reader/>

医療費請求額 121,990円
利用者負担額 36,600円

2-1-2. 宿泊・自宅療養における訪問看護への対応

以前（令和3年8月4日）より、自宅・宿泊療養を行っている者に対して、主治医の指示に基づき訪問看護を実施した場合に長時間訪問看護加算（5,200円）の算定が可能でしたが、令和3年9月28日からは**緊急に訪問看護を実施した場合**に、長時間訪問看護加算の100分の300（15,600円/日）で算定可能になりました。計画に基づいた訪問の場合は長時間訪問看護加算（5,200円/日）での算定が可能です。

この入力を行えるようにするため、医療看護実績入力で扱うサービスコードに「長時間訪問看護加算（宿泊自宅療養）」（精神科の場合は「長時間訪問看護加算（精神）（宿泊自宅療養）」）を追加しました。

<医療看護実績入力>

医療看護実績入力

新規 検索 複写 削除 参照 枠外 取込 印刷 登録 終了

提供月 令和03年12月分

利用者ID 000009 インフォ太郎 履歴 通常 精神 訪問開始日 令和03年12月01日 台帳読込 再計算 修正

医療系サービス入力 医療系サービス別表 同建加算人数入力 資格情報 利用者状況

指示期間 令和03年12月01日 ~ 令和03年12月31日 月 特別指示 年 月 日 ~ 年 月 日

開始時間	サービス名	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計	
10:00	看護師等(1)・日中																																	0
11:00	緊急訪問看護加算					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																			10
	長時間訪問看護加算(宿泊自宅療養)					1																												1
	長時間訪問看護加算							1	1	1	1	1	1	1	1																			9

※複数名訪問看護加算は職種毎に週あたりの上限回数が設定されています。ご注意ください
 ※複数名訪問看護加算は同一日に複数の職種での算定はできません

公費情報 ※資格情報タブ内の項目について利用者台帳にある項目は複写されません
 ※負担限度額確認を行うには、アドビ社のアドビリーダーが必要です。お持ちでない方は、次のサイトよりダウンロードしてください。 <http://get.adobe.com/jp/reader/>

医療費請求額 124,550円
 利用者負担額 0円

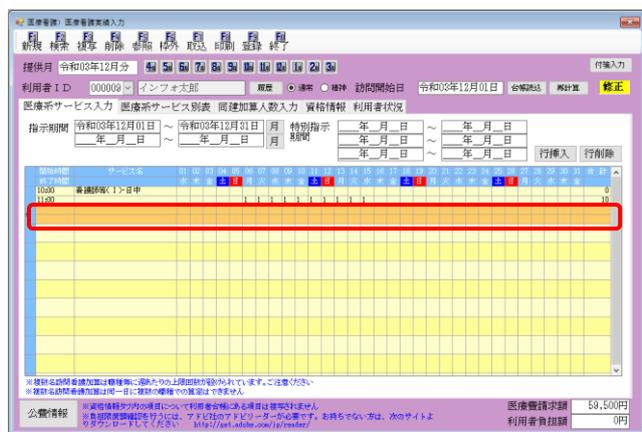
注意!

【実績入力画面で入力してください】

このサービスコードは医療看護実績入力画面でのみ入力可能です。予定入力画面では入力できませんので、ご注意ください。

< 宿泊療養及び自宅療養における訪問看護の入力手順 >

下記の手順で宿泊療養・自宅療養における訪問看護の入力を行うことができます。

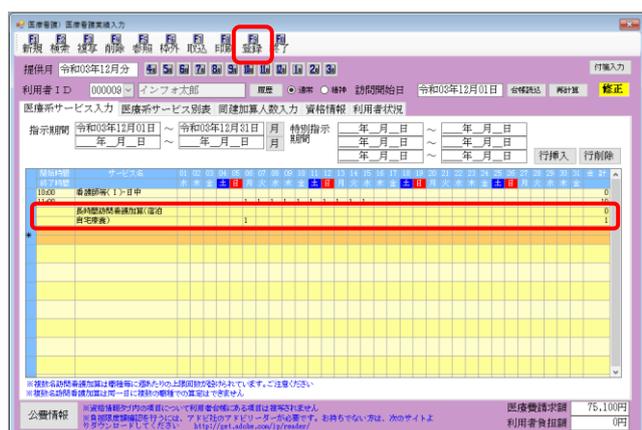


① 「医療看護実績入力」画面にて、新しい明細行をダブルクリックします。



② サービス内容入力画面にて、サービス名「2302-長時間訪問看護加算(宿泊自宅療養)」を選択し、**緊急で訪問した**日付を指定します。

入力後**確定**をクリックします。



③ 「長時間訪問看護加算(宿泊自宅療養)」の明細行が追加されたことを確認します。

④ 計画的に訪問した場合は、サービス名「2301-長時間訪問看護加算」を選択し、訪問した日付を指定します。

⑤ 「長時間訪問看護加算」の明細行が追加されたことを確認します。

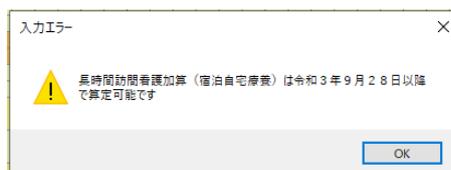
登録(F9)をクリックして登録してください。
以上の手順で、入力ができます。

注意！

緊急に訪問した場合には「長時間訪問看護加算（宿泊自宅療養）」を、計画的な訪問の場合は「長時間訪問看護加算」を選択してください。

注意！

令和3年9月27日以前の実績にて「長時間訪問看護加算（宿泊自宅療養）」の入力を行った場合は、下記のメッセージが表示されます。令和3年9月27日以前は「長時間訪問看護加算」を選択して入力してください。



<療養費明細書の表記について>

療養費明細書を印刷した際は下記のように表記されます。

提出先 ① 訪問看護ステーションコード 令和03年12月分 27 1234567		⑥ ①社・②公 ③後期 ④単独 ⑤併 ⑥本 ⑦家 ⑧高 ⑨高 訪問 2 公費 4 退職 3 3 併 6 族 0 高 7 齢		様式第四
公費負担番号 2 8 2 7 0 6 0 1		公費負担番号 9 9 9 9 9 9 6		
氏名 インフォ太郎 ①男 ②女 ③明 ④大 ⑤昭 ⑥平 ⑦令 ⑧年 ⑨01月 ⑩01日生		特記		訪問日 ○ △ □ ▽ 同一建物 同一緊急
住所 大阪府大阪市〇〇区		住所 大阪府大阪市天王寺区高田山町		
転居上の事由 1 転居上 2 下船後3月以内 3 通勤災害		医師の氏名 介五郎		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22
1 新型コロナウイルス感染症 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第119条の2第1項に規定する疾病等の有無 1 別表7 2 別表8 3 無		指示期間 03年12月01日～03年12月31日 / 年月日～年月日 / 年月日～年月日		
疾病の経過 1 入院 2 在宅 3 施設 4 死亡 5 その他		精神科指定期間 年月日～年月日 / 年月日～年月日 / 年月日～年月日		拡大
死亡の状況 1 自宅 2 施設 3 病院 4 診療所 5 その他		精神科特別指示期間 年月日～年月日 / 年月日～年月日 / 年月日～年月日		
訪問開始年月日 令和03年12月01日		公費分金額		30 31
訪問終了年月日時刻 午前 午後		訪問日		
訪問終了の状況 1 昼休 2 継続 3 差支 4 死亡 5 その他		① 看護士等 ② 作業療法士 ③ 理学療法士等 ④ 准看護師 ⑤ 看護師等 ⑥ 医師等 ⑦ 歯科医師等 ⑧ 薬剤師等 ⑨ 検査技師等 ⑩ 放射線技師等 ⑪ 臨床検査技師等 ⑫ 臨床検査士等 ⑬ 臨床工学技士等 ⑭ 臨床検査技師等 ⑮ 臨床検査士等 ⑯ 臨床検査技師等 ⑰ 臨床検査士等 ⑱ 臨床検査技師等 ⑲ 臨床検査士等 ⑳ 緊急訪問看護加算 ㉑ 長時間訪問看護加算 ㉒ 乳幼児加算		
拡大		宿泊療養及び自宅療養における訪問看護で訪問した日には、長時間加算同様に「□」が表示されます。		

⑳ 緊急訪問看護加算	円 × 日	円	円
㉑ 長時間訪問看護加算	5,200円 × 9日, 15,600円 × 1日	62,400円	円
㉒ 乳幼児加算	円 × 日	円	円

「㉑長時間訪問看護加算」の項目に、計画訪問分「5,200円×日数」と緊急訪問分「15,600円×日数」、「合計額」が表示されます。

長時間訪問看護加算のみ算定する場合

通常の長時間訪問看護加算のみ算定する場合は、単価が5,200円で表示されます。

⑳	緊急訪問看護加算	円 × 日	円	円
㉑	長時間訪問看護加算	5,200円 × 9日	46,800円	円
㉒	乳幼児加算	円 × 日	円	円

長時間訪問看護加算（宿泊自宅療養）のみ算定する場合

長時間訪問看護加算（宿泊自宅療養）のみ算定する場合は、単価が15,600円で表示されます。

⑳	緊急訪問看護加算	2,650円 × 1日	2,650円	円
㉑	長時間訪問看護加算	15,600円 × 1日	15,600円	円
㉒	乳幼児加算	円 × 日	円	円

長時間訪問看護加算と長時間訪問看護加算（宿泊自宅療養）が混在する場合

長時間訪問看護加算と長時間訪問看護加算（宿泊自宅療養）が混在する場合は、それぞれの単価が併記されて表示されます。

⑳	緊急訪問看護加算	2,650円 × 1日	2,650円	円
㉑	長時間訪問看護加算	5200円 × 9日, 15600円 × 1日	62,400円	円
㉒	乳幼児加算	円 × 日	円	円

精神科医療の場合

精神科訪問看護を算定する利用者の場合は「長時間精神科訪問看護加算」で算定表示されます。

サービス内容入力

サービス種類: 13-訪問看護

事業所名: 000004 訪問事業所ステーション

時間帯: ~ ~

サービス名: 8302-長時間訪問看護加算 (精神) (宿泊自宅療養) 15,800円

精神 要条件

日付は指定しない

	日	月	火	水	木	金	土
1週				1	2	3	4
2週	5	6	7	8	9	10	11
3週	12	13	14	15	16	17	18
4週	19	20	21	22	23	24	25
5週	26	27	28	29	30	31	
6週							

加ア

㉓	精神科緊急訪問看護加算	2,650円 × 1日	2,650円	円
㉔	長時間精神科訪問看護加算	15,600円 × 1日	15,600円	円
㉕	複数名精神科訪問看護加算			

2-1-3. 電話等で病状確認などを行った場合への対応

臨時的取扱いにより、新型コロナウイルスへの感染を懸念した利用者等からの要望等により、訪問看護の代わりに電話等による対応を行う旨について主治医に連絡し、指示を受けた上で、利用者又はその家族等に十分に説明し同意を得て、看護職員が電話等で病状確認や療養指導等を行った場合、訪問看護管理療養費のみを算定することができます。

これを入力できるようにするため、医療看護実績入力で扱うサービスコードに「電話等による対応（管理療養費・初回/2回目以降）」を追加しました。管理療養費はその月の初回にあたるか2回目以降にあたるかで金額が異なるので、算定する場合は初回用と2回目以降用のサービスコードを使い分けていただく必要があります。

<医療看護実績入力 画面>

医療看護実績入力画面のスクリーンショット。サービス名「電話等による対応(管理療養費・2回目以降)」がオレンジ色で強調され、赤い枠と矢印で注釈が付けられています。

開始時間	サービス名	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計
10:00	看護師等(1)・日中																															0	
11:00	看護師等(1)・日中																															1	
	電話等による対応(管理療養費・2回目以降)									1																						0	
																																2	

※複数名訪問看護加算は職種毎に週あたりの上限回数が設けられています。ご注意ください
 ※複数名訪問看護加算は同一日に複数の職種での算定はできません

医療費請求額 5,550円
 利用者負担額 560円

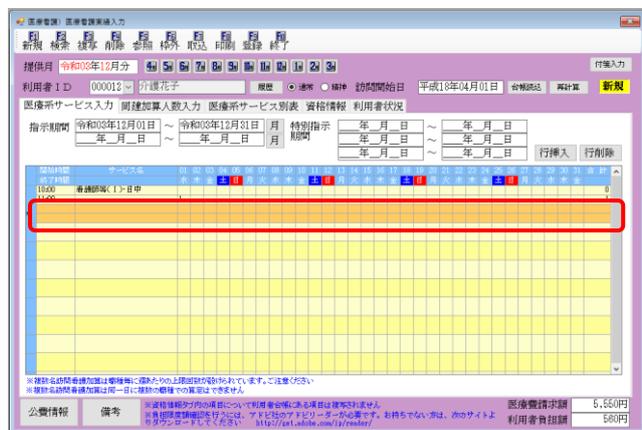
注意!

【実績入力画面で入力してください】

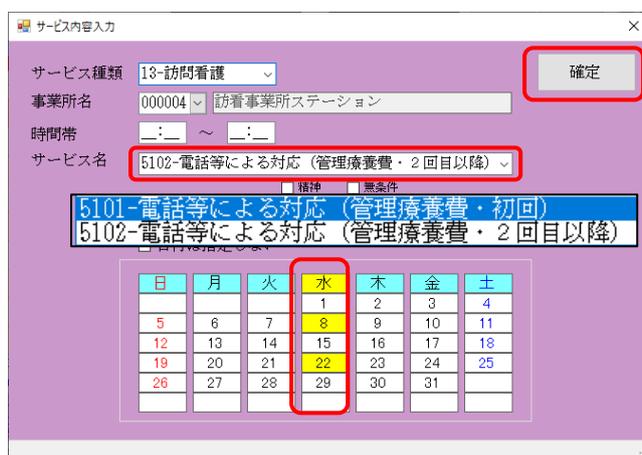
このサービスコードは医療看護実績入力画面でのみ入力可能です。予定入力画面では入力できませんので、ご注意ください。

<電話等で病状確認や療養指導等を行った場合の入力手順>

下記の手順で「電話等による対応」の入力を行うことができます。

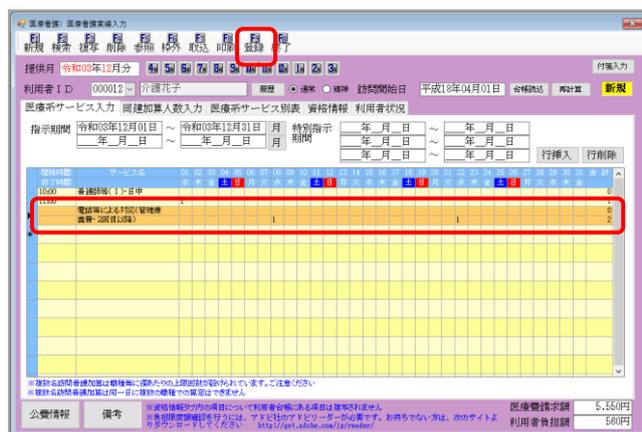


- ① 「医療看護実績入力」画面にて、新しい明細行をダブルクリックします。



- ② サービス内容入力画面にて、サービス名「5101-電話等による対応 (管理療養費・初回)」または、「5102-電話等による対応 (管理療養費・2回目以降)」を選択し、電話等で対応した日付を指定します。

入力後「確定」をクリックします。



- ③ 「電話等による対応」の明細行が追加されたことを確認し、「F9登録」をクリックします。以上の手順で、入力完了です。

注意！

電話等での対応の場合、「利用者状況」タブ内の「心身の状況」に「新型コロナウイルス感染症に伴う対応」である旨及び、「電話対応等を行った日付」の記載が必要です。

電話等による対応（管理療養費・初回）と（管理療養費・2回目以降）の入力について

管理療養費については、初回と2回目以降で単価が異なります。そのため電話等の対応を行ったのが、月内で「初回」または「2回目以降」を選択して入力する必要があります。

（例）初回が訪問対応。2回目、3回目が電話対応だった場合

開始時間	サービス名	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16
終了時間		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
10:00	看護師等(Ⅰ)・日中																
11:00		1															
	電話等による対応(管理療養費・初回)																
									1								
	電話等による対応(管理療養費・2回目以降)															1	

利用者名 000012 介護花子

療養費明細確認表

【明細情報】

No	内容	単価	回数	合計	提供日
1	基本療養費(Ⅰ)看護師等(週8日目まで)	5,550	1	5,550	1
2	管理療養費(初回)	7,440	1	7,440	1
3	管理療養費(2回目以降)	3,000	2	6,000	8 15

（例）初回が電話対応。2回目が訪問対応。3回目が電話対応だった場合

開始時間	サービス名	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16
終了時間		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
	電話等による対応(管理療養費・初回)																
		1															
10:00	看護師等(Ⅰ)・日中																
11:00									1								
	電話等による対応(管理療養費・2回目以降)																
																1	

利用者名 000012 介護花子

療養費明細確認表

【明細情報】

No	内容	単価	回数	合計	提供日
1	基本療養費(Ⅰ)看護師等(週8日目まで)	5,550	1	5,550	8
2	管理療養費(初回)	7,440	1	7,440	1
3	管理療養費(2回目以降)	3,000	2	6,000	8 15

<療養費明細書の表記について>

療養費明細書を印刷した際は下記のように表記されます。

(例) 訪問 1 日間 (1 日)・電話対応 2 日間 (8 日・15 日)

訪問看護療養費明細書 都道府県 訪問看護ステーションコード 6 1 社・国 ③ 後期 ① 2 訪問 2 公費 4 退院 3

令和03年12月分 27 1234567

介護花子 1男2女1明2大③昭4平5余 10年01月01日生 29区エ

訪問看護ステーションコード 111111

実日数には、訪問日+電話対応等の日数が表示されます。

実日数	3日
公費	① 公費
公費	② 公費

拡大

基準告示第2の1に規定する疾病等の有無 1 別表7 2 別表8 ③ 無

心身の状態に「新型コロナウイルス感染症対応」である旨、「電話対応等を行った日付」の記載が必要です。

心身の状態

新型コロナウイルス感染症対応。電話対応等 (8日・15日)

訪問日には、訪問した日、電話対応等を行った日に○が表示されます。

日	訪問	電話対応	実日数
1	○		
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8	○		
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15	○		
16			

拡大

⑤0	管理療養費	7,440 円 +	3,000 円 × 2 日	13,440 円	円
⑤2	24時間対応体制加算			円	円

「⑤1管理療養費」には、電話対応等を含んだ日数で計算されます。



発行：株式会社インフォ・テック

〒537-0025

大阪府大阪市東成区中道3丁目15番16号 毎日東ビル2F

(TEL) 06-6975-5655 (FAX) 06-6975-5656

<http://www.info-tec.ne.jp/>